

市民憲章改定案検討会議について

平成 2 8 年 9 月

1. 目的

社会潮流の変化を踏まえつつ、郷土愛や連帯意識を高め、市民一人ひとりの行動規範となる市民憲章の改定案の取りまとめにあたり、専門的な見地、あるいは市民の立場からの意見を聴取するため、「市民憲章改定案検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の委員は、別紙のとおり構成する。

市長は、委員の中から、会議の座長を指名する。

3. 開催

会議は、市民憲章の改定案の取りまとめにあたり、市長が必要と認めたときに召集する。

市長が必要と認めたときは、議事に関係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

4. 庶務

会議に関する庶務は、木更津市企画部企画課で処理する。

5. その他

ここに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。